



2026年6月26日

各位

会社名 石光商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒川 正臣
(コード番号：2750 東証スタンダード)
問合せ先 経営戦略室長 須川 憲司
(TEL：078-861-7791)

当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社子会社アライドコーヒーロースターズ株式会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	払込期日	2026年7月24日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 4,301株
(3)	処分価額	1株につき 1,220円
(4)	処分価額の総額	5,247,220円
(5)	株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社子会社の取締役 4名 4,301株

2. 処分の目的および理由

当社は、2026年6月12日付の取締役会において、当社子会社アライドコーヒーロースターズ株式会社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)を対象に、対象取締役が当社グループの持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決定いたしました。また、本制度に基づき、

譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、当社子会社から対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、当社子会社の株主総会で承認された報酬上限の範囲内にて支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会が定める期間とすること、並びに、本制度により当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 14,000 株以内(ただし、本取締役会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とすることとしております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役における更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、普通株式 4,301 株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 4 名が当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

払込期日(2026年7月24日。以下「本払込期日」といいます。)から当社又は当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した日まで(以下「本譲渡制限期間」という。)

(2) 譲渡制限の解除

当社は原則として、対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当契約により割当てを受けた当社に普通株式(以下「本株式」といいます。)の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得事由

- ① 対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社又は当社子会社の取締役の地位を退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取り扱い

上記（２）の定めにかかわらず、譲渡制限期間中、当社又は当社子会社の取締役の地位を退任した場合には、在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任をした時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社及び対象役員は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,220円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上